

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで競争力を向上させ地域社会に選ばれ認められる様に、また新たなパートナーシップの構築に向けて、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

当社は社是である『正道』の下、お客様および仕入れ先様との健全且つ公正な取引関係の構築に努めつつ、コンプライアンスを重視するとともに、更なる連携・共存共栄を目指すため、サステナビリティの視点を加えた取り組みを進めます。

具体的にはお客様に納入する製品の技術革新や生産工程で排出するCO2の低減、それらを実現する為の資材調達や地域の産学連携で、新素材・新工法などの技術革新を目指します。

また、健康経営に係るノウハウの提供および健康増進施策の共同実施等健康経営に関する取り組みを実施します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

型管理の適正化に取組み、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して量産終了後の型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は全額現金で支払います。

④知的財産・ノウハウ

取引の実態に合わない片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社は、上記2.「振興基準」の遵守を推進するため、お取引先様とのコミュニケーションおよび社内教育を継続的に実施してまいります。

2021年9月14日

(2022年9月30日更新)